

## 一 令和5年度事業活動概況

経済社会におけるデジタル化や価値観の多様化等の変化に税理士が的確に対応し、国民・納税者の信頼に応え、税理士制度が社会にとって必要不可欠な存在であることを示すために、令和5年度においては、改正税理士法の適正な運用に向けた施策の検討をはじめ、次のとおり積極的な事業活動を展開した。

### 1 改正税理士法の適正な運用のための各種施策の検討について

税理士法第2条の3が新設され、本会及び税理士会の会則の絶対的記載事項に「第2条の業務において電磁的方法により行う事務に関する規定」が追加されたことを踏まえ、各税理士会及び一般社団法人日税連税法データベースと連携し、税理士会会員向け「デジタル相談室」を設置し、その円滑な運営に努めた。また、特に同条の新設を意識して「税理士の専門家責任を実現するための100の提案」の改訂を行った。

税理士法基本通達の改正を踏まえて改訂した「税理士事務所FAQ」及び「税理士事務所等の内部規律及び内部管理体制に関する指針」の解説動画を収録・配信し、会員への周知を図った。また、税理士登録申請者の事務所予定地が「税理士事務所FAQ」に則ったものであるかの調査に努めた。

〇〇税理士会綱紀規則（準則）及び同運用指針の見直しを行うとともに、税理士事務所概念の変更を踏まえ、ニヶ所事務所禁止規定に関する事例集の作成について検討を進めた。

平成26年及び令和4年の税理士法改正の影響を調査する項目を含む第7回税理士実態調査を実施した。また、税理士試験の受験資格要件緩和の効果を探るべく、令和5年度税理士試験結果の分析を進めるとともに、国税庁との意見交換を行った。

税理士法人が成年後見人等の事務を行えるようになったことを踏まえ、「税理士のための成年後見制度ガイドブック」及び「税理士のための成年後見Q&A」において税理士法人の業務範囲に関する記載を加えた。

### 2 アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（AOTCA）2023年東京会議について

2023年AOTCA東京会議の開催にあたり、プログラムの企画立案、講演者の招聘、会場の運営計画、参加者・招待者の登録などの準備を進めるとともに、各国との親善関係の構築を図った。その結果、会場参加者数は国内・海外を合わせて735人と当初の予想を大きく上回り、また、オンライン参加者数は延べ1,604人であった。

会議当日は、各プログラムの円滑な進行・運営に努めるとともに、国際ナショナル・タックス・カンファレンスにおいて、国際部及び国際税務情報研究会の構成員等がセッションスピーカーとして登壇した。

さらに、カンファレンスの模様を収録した動画を研修受講管理システムで配信したほか、カンファレンスの概要を報告書として取りまとめ、本会ホームページ及び日税連税法データベースが運営するTAINSに掲載した。

### 3 電子申告・納税制度の利便性向上施策の推進と税理士の業務のデジタル化について

電子申告制度の更なる普及・改善を図るための施策として、税務の専門家である税理士の視点から「電子申告に関する要望事項」を取りまとめ、国税庁及び地方税共同機構に提出した。その結果、e-Taxでは令和6年4月からダイレクト納付の登録を行っている場合、税理士が代理送信する際に、ダイレクト納付を行う意思表示をすることによって、法定納期限に自動的に口座引落しを実施する自動ダイレクトの仕組みが実現した。さらに、eLTAXでは令和5年10月から地方たばこ税ほか3税目の電子申告手続に加え、「更正請求書」、「申告書の提出期限の延長の承認申請書」、「納税管理人申告書」及び「課税対象とならない利用（課税免除）の届出書」の手続も可能となり、申請・利用手続の利便性が向上した。

また、令和6年2月に「税理士のための電子申告Q&A」を改訂し、ホームページに掲載するなど、電子申告の利用促進に努めた。

国税庁と連携して電子帳簿等保存制度などの周知に努めるとともに、税務手続のデジタル化の推進及び納税におけるコンプライアンスの確保に係る財務省主税局主催の納税環境整備に関する研究会に参加するなど、所要の取組みを進めた。

### 4 対外広報の強化及び若者の税理士への関心を促すための施策について

対外広報では、社会全体における税理士・税理士会の認知及びイメージの向上を目的とし、税理士の使命と仕事（社会貢献を含む。）を紹介するとともに、税理士を目指す若者を増やすべく学生等へのPRを重点的に実施した。全国統一ポスター、TVCM用の動画に加え、学生向けパンフレット改訂版、学生向け特設ウェブサイト及び税理士紹介動画「What's 税理士」改訂版を制作した。

◎税理士会広報キャラクター「にちぜいくん」の普及定着を図るため、「広報キャラクター使用要領」の一部変更を行ったほか、日本税理士協同組合連合会の協力を得て、小型ぬいぐるみの一般会員への有償頒布を行った。また、同キャラクターのピンバッジ、着ぐるみ、LINEスタンプの製作について検討を行った。

メディアへの広告展開としては、日刊紙への出稿のほか、インターネット上の各媒体へのウェブ広告、社会人向け情報サイト及び高校生向け情報サイトとの記事タイアップを実施し、若者の税理士への関心を喚起することに注力した。

税理士会と連携した「税理士による租税講座」を全国の大学で開設し、税法や会計の講義を通じて、学生の税理士や税理士制度への関心を促し、税理士を目指す学生の増加に努めるとともに、若者たちが将来の進路を考える時期に、税理士の資格取得や税理士事務所への就職を選択肢の一つとして持つための職業説明会等を税理士会で開催した。

以上のほか、税理士法改正による受験資格要件の緩和をPRし、若年層の税理士及び税理士試験への関心を喚起するため、リーフレット等の作成及びインターネット広告を実施したほか、高等学校及び専門学校の学生に対し、税理士制度の紹介に係る講演を行った。また、税理士会の協力を得て、寄附講座及び「税理士による租税講座」の関係大学に対し、学生への周知を依頼した。さらに、公益財団法人全国商業高等学校協会及び公益社団法人全国経理教育協会に対しても周知・広報を依頼した。

## 5 税制改正建議について

税制改正への対応については、税理士会及び部・委員会から提出のあった税制改正意見を、公平な税負担、理解と納得のできる税制、適正な事務負担、時代に適合する税制、透明な税務行政の五つの基本的視点から検討し、「令和6年度税制改正に関する建議書」として取りまとめ、これらを財務省・国税庁・総務省・中小企業庁など関係省庁に提出した。

また、日本税理士政治連盟と連携して、各政党の税制調査会等のヒアリングにおいて本会の税制改正意見について説明した。

その結果、令和6年度税制改正において、法人版事業承継税制（特例措置）の特例承継計画の提出期限が2年延長されたほか、中小法人向け賃上げ促進税制について、繰越税額控除限度超過額の5年間の繰越しが可能となるなどの建議項目が実現した。

このほか、マンションに係る財産評価基本通達、個人住民税における現年課税化等、ストックオプション税制の見直しなどについて関係省庁等と意見交換を行い、税務の専門家の視点から意見を述べた。

## 6 インボイス制度導入に向けた周知等と柔軟な運用に向けた税制改正建議について

国税庁と連携して適時の制度周知に努めるとともに、税理士が関与先に対し適格請求書発行事業者の登録申請手続に関する説明をしたこと及び登録申請の意思を確認したことを証する確認書について所要の改訂を行った。

また、免税事業者の適格請求書発行事業者への登録・取消し、2割特例適用者に係る各種届出書提出の注意すべき事例等をまとめた「実務者必読！インボイス制度の注意点」を作成し公表した。

インボイス制度の柔軟な運用については、免税事業者等からの仕入れに係る経過措置（仕入税額相当額の8割を仕入税額とみなして控除することができる措置）などについて、その実効性や事務負担に与える影響、インボイス方式への事業者の対応状況を見極めた上で、経過措置の延長や恒久化、または追加的措置の導入など、中小事業者の実務の状況を踏まえた柔軟な運用を行うべきである旨提言した。

その結果、令和6年度税制改正において、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる自動販売機及び自動サービス機による課税仕入れ並びに使用の際に証票が回収される課税仕入れ（3万円未満のものに限る。）については、帳簿への住所等の記載を不要とする措置が講じられた。

## 7 中小企業の事業の回復・継続・発展に向けた創業・事業承継推進施策について

物価高騰、深刻な人手不足など中小企業を取り巻く厳しい状況下において雇用の創出や地域経済の活性化を図るためには、創業を希望する者を支援することが重要であることから、税理士会と日本政策金融公庫等が連携して、創業前の者及び創業後間もない者を対象とした創業支援に関するセミナーや相談会等の実施に向けて検討を行った。

一方、事業承継の推進を目的に作成した「事業承継ポータルサイト」の更なるコンテンツの充実化を図るため、当該サイトの改修に向けた対応を進めた。

## 8 研修受講機会の拡大及び登録時研修の受講義務化に向けた検討について

研修事業については、税理士の業務の改善進歩及びその資質の向上を図るため、全国統一研修会、登録時研修及びマルチメディア研修を企画・実施した。

また、研修受講達成率向上に向けた施策の一環として、各税理士会に対し、研修受講義務の意義について会員に周知徹底を図ること等の施策を講じるよう示達した。

令和4年度に引き続き、ウェブ研修を充実させ、会員の研修受講機会の確保を図り、195本（406.4時間）の研修を配信した。

マルチメディア研修は、「令和5年度税制改正について」、「持ち分の定めのない医療法人への移行計画の認定制度について」、「事業継続力強化計画について」、「所有者不明土地に関する改正について」、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ーについて」、「顧問先のDX化支援について」及び「財務諸表分析について」の7テーマを収録し、配信した。

以上の結果、令和5年度における税理士の研修受講義務の達成率は、速報値ベースで73.8%となった。

全国統一研修会については、将来的に全ての科目を網羅的に日税連で収録・配信することを視野に入れ、令和7年度実施分について本数やテーマの偏在などについて検討を行った。

登録時研修については、登録時研修が開始された経緯や義務化に関する過去の議論を踏まえ、義務化の必要性やカリキュラムの見直しなどについて検討を進めた。

## 9 租税教育等の普及、推進及び充実について

租税教育等事業の中心である租税教室の一層の普及推進と講義の水準維持のために発行している「租税教育講義用テキスト」、「租税教育副読本『税って何かな?』」及び特別支援学校向けの同副読本点字版・音声版・拡大版を改訂したほか、新たにモデル授業映像や租税教育ショートアニメを制作するなど、教材の充実を図った。

将来の租税教育を担う教員の養成を目的とした寄附講座を、新規開設を含む7大学に開設した。

租税教育推進関係省庁等協議会（中央租推協）に賛助会員として参画するとともに、関係省庁と引き続き連携を図った。

## 10 マイナンバー制度における情報連携及びマイナポータル の 利 活 用 に 向 け た 施 策 の 推 進 に つ い て

政府が検討を進めている「国家資格等情報連携・活用システム」について、令和6年度中に本会の登録業務ネットワークシステム（REOS）との情報連携を実現すべく検討を進めた。

税理士法施行規則の改正により、令和6年5月27日から税理士名簿の登録事項に個人番号が加わることに対応するため、会則、税理士登録事務取扱規程及び旧姓使用に関する事務取扱要領の変更にに向けた検討を行うとともに、「税理士登録の手引」及び「税理士登録調査事務必携」を改訂した。加えて、登録業務ネットワークシステム（REOS）のシステム改修、国税庁に対する税理士名簿の提供方法の変更について検討し、準備を進めた。

国税庁へ提出している「電子申告に関する要望事項」において、マイナポータルと確定申告書等作

成コーナーの連携に関して、更なる利便性の向上を図るため、マイナポータルに対応する企業を増やすこと、民間送達サービスとの連携を簡便化すること、マイナポータルと連携した確定申告書等作成コーナーでの操作を簡便化すること等について要望するとともに、その実現について関係官庁と意見交換を行った。

## 11 税理士の綱紀の保持、品位の向上及び職業倫理の高揚並びに非税理士の排除について

税理士の綱紀保持に係る施策については、非違行為を行った会員に対し、財務大臣による業務の禁止及び停止の懲戒処分がなされたことから、会報「税理士界」に綱紀保持の徹底を求める会報記事を掲載した。また、税理士会に対し、綱紀保持に係る国税当局との協議会及び会員研修会の開催推進方を要請するとともに、所得税確定申告期には、税理士法第52条違反及び名義貸しを未然に防止するための会報記事を掲載して注意喚起を図った。

## 12 税務支援事業への対応について

税務支援事業に従事する際に生じる移動時間や費用の課題を克服すること及び納税者利便の向上を図ることを目的として、ICTを活用したリモート対応について検討を行った。

受託事業については、令和4年度税務支援の実施結果を踏まえ、今後の税務支援の改善に向け9項目の要望事項を取りまとめ、国税庁個人課税課宛に提出し、同課より要望事項に対する回答を得た。

協議派遣事業については、全国商工会連合会及び全国農業協同組合中央会との懇談を各々開催し、前年度の協議派遣事業実績を踏まえ、情報交換及び相互理解に努めた。その他、インボイス制度の導入を踏まえ、従事税理士が過度な責任を負うことのないよう、契約書のひな形を見直すとともに、納税者との間の承諾書のひな形を作成し税理士会へ提供した。

## 13 書面添付制度の普及、定着について

国税庁に対し、本会及び国税庁間の書面添付制度の普及・定着に向けた協議の場を引き続き設けること、税理士会と国税局、支部と税務署間の協議を積極的に開催することを要望した。

また、令和6年4月施行の添付書面の新様式の周知施策について、国税庁と連携しつつ、「書面添付制度の手引」及び「添付書面作成基準（指針）」を改訂するとともに、解説動画を収録・配信した。

## 14 公益活動への取組みについて

成年後見制度については、研修受講管理システムで研修動画を配信するとともに、研修教材を各税理士会に提供した。また、各税理士会との共催により、成年後見制度に関する無料相談等を全国で実施した。さらに、成年後見制度の利用促進のための市区町村等との連携や地域連携ネットワーク構築に向けた協議会等への参画を通じ、成年後見制度における税理士の役割について周知を図ったほか、成年後見制度の仕組みと税理士の役割を周知するためのパンフレット「あなたと歩む成年後見制度」を改訂した。

地方公共団体の監査制度については、実務研修を、オンライン上で受講者による議論や発表を行う参加型の研修（一部、研修受講管理システムによる配信）として実施した。また、地方公共団体に対

する外部監査人、監査委員等への税理士の選任要請活動を行った。

政治資金監査制度については、研修受講管理システムで研修を配信する一方、登録政治資金監査人による政治資金監査のあり方に関する要望を取りまとめ、総務省など関係機関に提出した。

#### \* 令和6年能登半島地震への対応について

令和6年能登半島地震による被災会員等を支援するため、災害対策本部を設置し、税理士会と連携して会員の被災状況を把握した上で、税制緊急要望、義援金の募集と配分、被災した税理士会及びその会員に対する支援事業、災害に関する税制措置の研修動画の配信などを行った。

税制要望については、国税・地方税の申告期限等の延長や、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災と同様の対応を行うよう、国税庁、財務省主税局及び総務省自治税務局に要望書を提出した結果、国税・地方税の申告期限等の延長や災害発生時の減免措置を令和6年分から適用する特例措置などが講じられた。

義援金については、税理士会及び税理士会会員等に対し協力を要請し、寄せられた総額150,884,302円を被災した北陸税理士会及び関東信越税理士会に配分した。

支援事業については、同地震の被災者が税について相談するための窓口として、令和6年6月にフリーダイヤルを開設した。

研修については、「所得税雑損控除・災害減免法等について」をテーマとして、国税庁課税部個人課税課の担当官による解説動画を収録・配信した。

(注) 本事業活動概況においては、事業年度終了後、総会議案書作成の日までに生じた重要事項についても記述している。